

議案第101号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月世田谷  
区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行ない、または」を「行い、又は」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「行ない」を「行い」に改め、同条第1号中「行なう」  
を「行う」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 勤務時間条例第18条第2項に規定する規則で定めるところにより年次有給休  
暇を与えられている場合

第2条に次の1項を加える。

2 前項第5号の規定は、非常勤職員（法第28条の5第1項又は第28条の6第2  
項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。